

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年11月24日提出
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 文夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之 連絡場所 東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

ただし、愛称として「翡翠探訪」という名称を用いることがあります。

（以下「ファンド」もしくは「当ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）ユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下、「委託者」もしくは「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日<sub>1</sub>の翌営業日の基準価額<sub>2</sub>とします。

基準価額は、販売会社または後記「照会先」にてご確認ください。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- 1 後記「（12）その他 取得申込受付」の日を指します。また、取得申込受付日当日が、後記「（12）その他 お申込み受付中止日」にあたる場合には、お申込みの受け付けはいたしません。
- 2 「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。

### (5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額に、3.15%<sub>1</sub>（税抜3.00%）の率を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

ただし、自動けいぞく投資コース<sub>2</sub>を選択した場合の収益分配金の再投資にかかる当ファンドの取得申込に手数料はかかりません。

- 1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税率の変更に応じて金額が変わることがあります。
- 2 自動けいぞく投資コースとは、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金をファンドの決算毎に自動的にそのファンドに再投資するコースです。販売会社によっては、取扱がない場合があります。

詳しくは販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1口または1円単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成23年11月25日から平成24年11月26日まで

(注) 上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みいただけます。

販売会社については、後記「照会先」の委託会社にてご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得のお申込みをされる方は、お申込み金額およびお申込み手数料（税込）を販売会社が定める日までにお支払いください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（信託契約にかかる受託者であり、以下「受託者」もしくは「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

ご不明な場合は、お申込みの販売会社または、後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本国以外の国・地域における募集

該当事項はありません。

申込証拠金

該当事項はありません。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

取得申込受付

販売会社の営業日<sup>1</sup>の午後3時までに受け付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

<sup>1</sup> 後記「お申込み受付中止日」を除きます。

お申込み受付中止日

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みもできません。）

・香港の銀行休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得な

い事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことがあります。

### 照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資を通じて、主に大中華経済圏の株式 およびわが国の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。

「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏（中国、香港、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

###### 信託金の限度額

受託会社と合意の上、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

###### 基本的性格

当ファンドは、「**追加型投信/内外/資産複合**」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を**網掛け表示**しています。

##### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産
<b>追加型</b>	<b>内外</b>	<b>資産複合</b>

##### ・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

##### ・属性区分表

投資対象資産 <sup>1</sup>	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 <b>（投資信託証券）</b> 資産複合	年1回 <b>年2回</b> 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル <b>日本</b> 北米 欧州 <b>アジア</b> オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド      <b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	あり ( )           <b>なし</b>
--	--	---	--	--

- 1 収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券）」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

#### ・属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券)	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 当ファンドは、主として投資信託証券へ投資を行います。
決算頻度	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

#### ファンドの特色

**1 外国籍投資信託の受益証券を主たる投資対象とし、実質的に大中華経済圏の株式※に分散投資します。**

※「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏（中国、香港、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

**2 外国籍投資信託の運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュース・パートナーズ・グループ※が行います。**

※香港を拠点とするバリュース・パートナーズ・リミテッドの投資助言に基づき、同社の100%子会社であるセンシブル・アセット・マネジメント・リミテッドが運用を行います。

**3 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。**

投資信託証券の名称	基本資産配分比率
ケイマン籍円建外国投資信託 「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット」 (SAM Greater China Equity Fund J unit)	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	10%未満

・基本資産配分比率は将来的に変わる可能性があります。  
・上記の投資信託証券の概要については、後述の「追加的記載事項 投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

**4 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

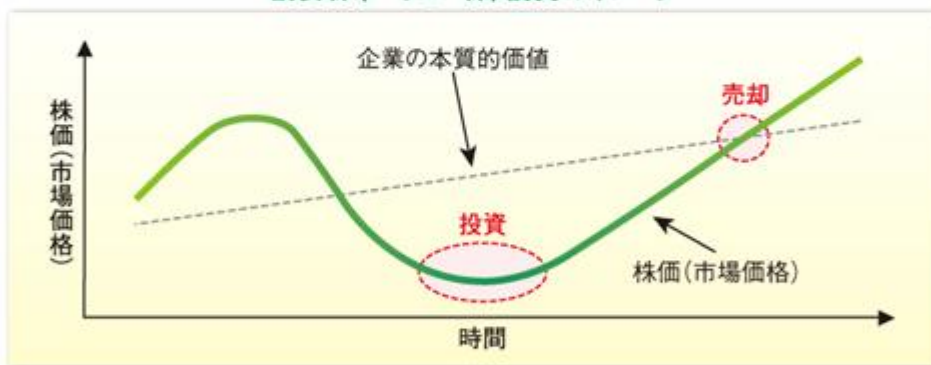
## バリュー・パートナーズについて

バリュー・パートナーズ・グループは、企業の財務諸表の分析によるだけではなく、実際に企業を訪問し、その工場、生産ライン、製品、販売先等の実地調査を徹底的に行うことにより、「優良でありながら、市場に認知されておらず、割安に放置されている企業」を発掘します。企業訪問は、自社アナリストにより行われ、その企業数は年間約2,500社におよびます。

## 投資哲学 銘柄ではなくビジネスへの投資(4つの原則)

- |   |   |
|---|---|
| <p>①アンダーバリューを買い、フェアバリューで売る</p> <p>投資対象…よく調査されていない、知られていない、好まれていない銘柄群</p> <p>売却対象…アナリストにより調査されはじめた銘柄群</p>  | <p>②本質的価値に焦点をあてる</p> <p>・調査チームは、独自の企業の本質的価値の算出方式（財務予測・経営能力等を考慮し計算）を確立</p>   |
| <p>③徹底的なリサーチ</p> <p>・3つの「R」の探求<br/>適正な事業で(the Right business)<br/>適正な経営者による企業へ(run by the Right people)<br/>適正な価格での投資(selling at the Right price)</p> | <p>④リスクの低減と逆張り</p> <p>(a)市場の流行に追随せず、高いセーフティ・マージンの確保により、リスクの最小化を目指します。<br/>(b)コントラリアン(逆張り)により、市場の流れに逆らって、自己の信念を貫きます。</p> |

## 割安株(バリュー株)投資のイメージ



## 投資プロセス 徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチ

- ステップ1：大中華経済圏の株式 約4,500社：投資家の関心から外れた割安銘柄を特定するためのスクリーニング。
- ステップ2：一次評価 約2,500社：スクリーニングで選択された銘柄に対して一次調査となる評価をアナリストが担当。
- ステップ3：詳細な調査 約600-800社：絞り込まれた銘柄を対象に、自社アナリストが詳細な調査・分析を実施。推奨銘柄を抽出。
- ステップ4：ポートフォリオ構築 80社程度：チーム運用体制のもとで、ポートフォリオへ組入れる銘柄とその比率を決定。
- ステップ5：リスク管理

バリュー・パートナーズ・グループの運用部門は、2名の最高運用責任者をリーダーとして、1名の副最高責任者、1名の投資責任者、6名のシニアファンドマネージャー、2名のファンドマネージャーのほか、22名のアシスタントファンドマネージャーおよびアナリストの計34名により構成されています。(2011年9月末現在)

## (2)【ファンドの沿革】

平成18年10月31日

信託契約締結、ファンド設定、運用開始



## (3) 【ファンドの仕組み】

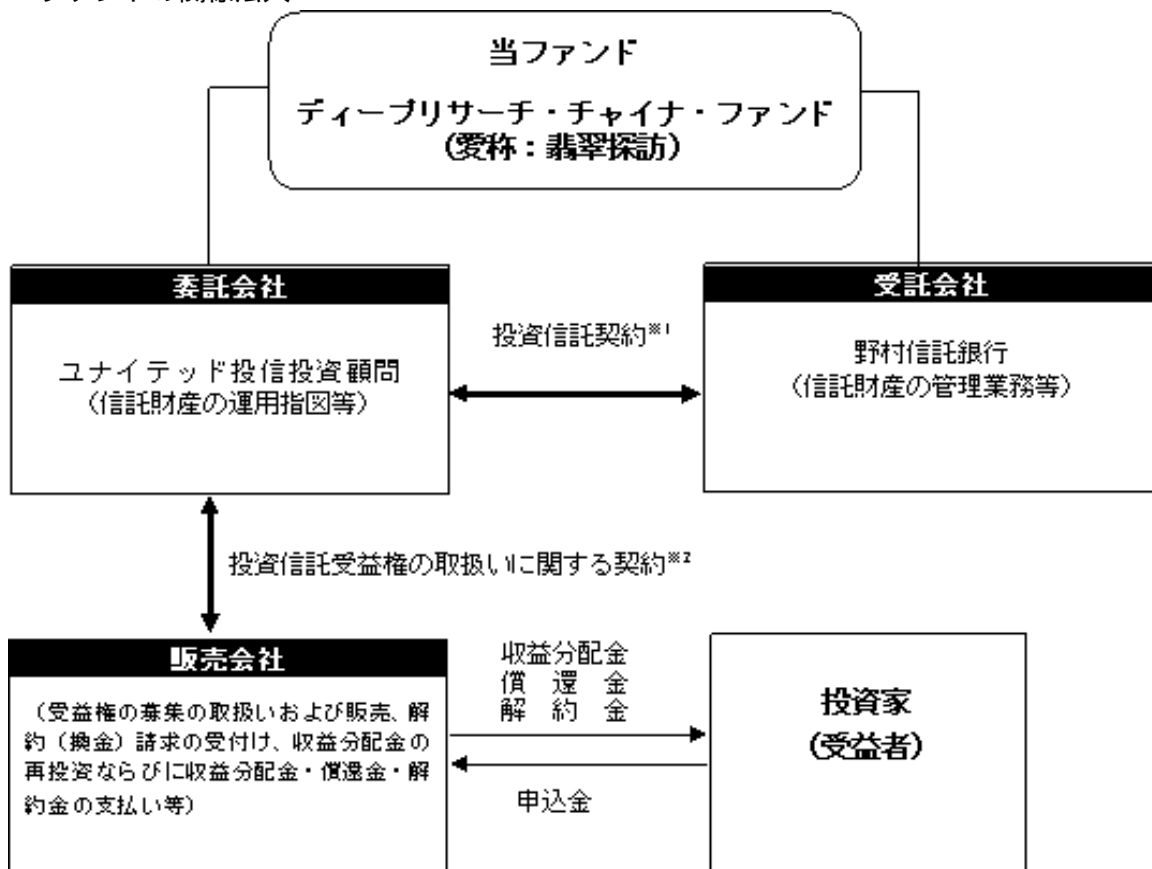
## ファンドの投資対象



※組入比率は将来的に変わる可能性があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## ファンドの関係法人



- 1 投資信託の組成をするにあたって委託会社と受託会社が結ぶ契約のこと。投資信託の具体的な仕組みや運用方針、信託財産の運営・管理方法などの細目が定められています。
- 2 投資信託の販売等に関して委託会社と販売会社との間で結ぶ契約のこと。投資信託受益権の募集の取扱い、解約請求の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・解約金の支払いに関する事務手続等が定められています。

## 委託会社等の概況

(A)資本金 11億5,500万円（平成23年9月30日現在）

## (B)沿革

平成11年9月17日

米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。

平成11年10月26日	証券投資信託委託業の認可取得。
平成12年10月6日	オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
平成16年1月20日	投資顧問会社として登録。
平成17年3月30日	日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
平成17年10月31日	投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録。

## (C)大株主の状況

（平成23年9月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,600株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ファンドの投資方針

主な投資対象およびその資産配分は、原則として以下のとおりとします。

投資対象	基本資産 配分比率
SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て) (SAM Greater China Equity Fund J unit)	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	10%未満

ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。

また、市場動向、資金動向等に急激な変化が生じたとき、この投資信託の残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき、ならびに投資対象とする投資信託が償還となる場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て)」(SAM Greater China Equity Fund J unit)の組入比率は、原則として純資産総額の90%以上を保つこととします。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

(A) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a) 有価証券

b) 金銭債権 (a)およびc)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

c) 約束手形

d) 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託（信託財産を主として上記a)～c)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限り、)の受益権

(B) 次に掲げる特定資産以外の資産

a) 為替手形

投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券ならびに有価証券に投資することを指図します。

(A) SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て

(SAM Greater China Equity Fund J unit))

(B) ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)

投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(A) 預金

(B) 指定金銭信託

(C) コール・ローン

(D) 手形割引市場において売買される手形

(参考)

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

## 1. SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット

## (1)基本方針

この投資信託は、大中華経済圏の株式にバリュート投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

## (2)投資対象

この投資信託は、大中華経済圏(香港、中国、台湾、シンガポール等)の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。

## (3)主な投資制限

同一企業に対して発行済み株式の10%を超える投資は行いません。

非上場株式または取引所において取引がなされていない証券への投資は、純資産総額の15%以下とします。

同一企業の株式に対して純資産総額の10%を超える投資は行いません。

同一発行の政府および公共証券に対して純資産総額の30%を超える投資は行いません。

借入れは純資産総額の10%以内とします。

## (4)信託期間

無期限

## (5)関係法人

投資顧問会社： センシブル・アセット・マネジメント・リミテッド

副投資顧問会社： バリュート・パートナーズ・リミテッド

受託者： バンク・オブ・バミューダ(ケイマン)リミテッド

保管受託銀行： HSBC インスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド

## (6)信託報酬等

管理会社報酬： 純資産総額に対して年率1.0%

実績報酬： 価格の高値更新分に対して15.0%

受託者報酬： 純資産総額に対して年率0.31%（上限）

その他の費用： 監査費用、組入有価証券の売買等に発生する売買委託手数料等がファンドから支弁されます。

## (7)決算日：毎年3月31日

## 2. ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）

## (1)基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

## (2)投資対象

この投資信託は、主としてわが国の債券に投資を行う「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

## (3)投資態度

親投資信託の受益証券への投資を通じて、主としてわが国の債券に投資します。

信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

#### (4) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

親投資信託の受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### (5) その他

信託期間

平成14年10月2日から無期限とします。

計算期間

毎年3月26日から翌年3月25日までとすることを原則とします。

分配方針

収益分配は行いません。

申込手数料及び解約（換金）手数料

申込手数料はかかりません。

信託報酬

この投資信託の委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.21%（税抜0.20%）乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社と受託会社の間での配分は別に定めます。

## その他費用

- (A) 有価証券の売買に係る売買委託手数料および先物・オプション取引に要する費用は、信託財産中から支払われます。
- (B) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- (C) 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- (D) 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

## (6)関係法人

委託会社 ユナイテッド投信投資顧問株式会社

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

## （親投資信託の概要）ユナイテッド日本債券マザーファンド

### (1)基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

### (2)投資対象

わが国の債券を主要投資対象とします。

### (3)投資態度

主としてわが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合指数を上回る運用成果を目指します。

わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。

AA格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。債券の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託会社が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

### (4)投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

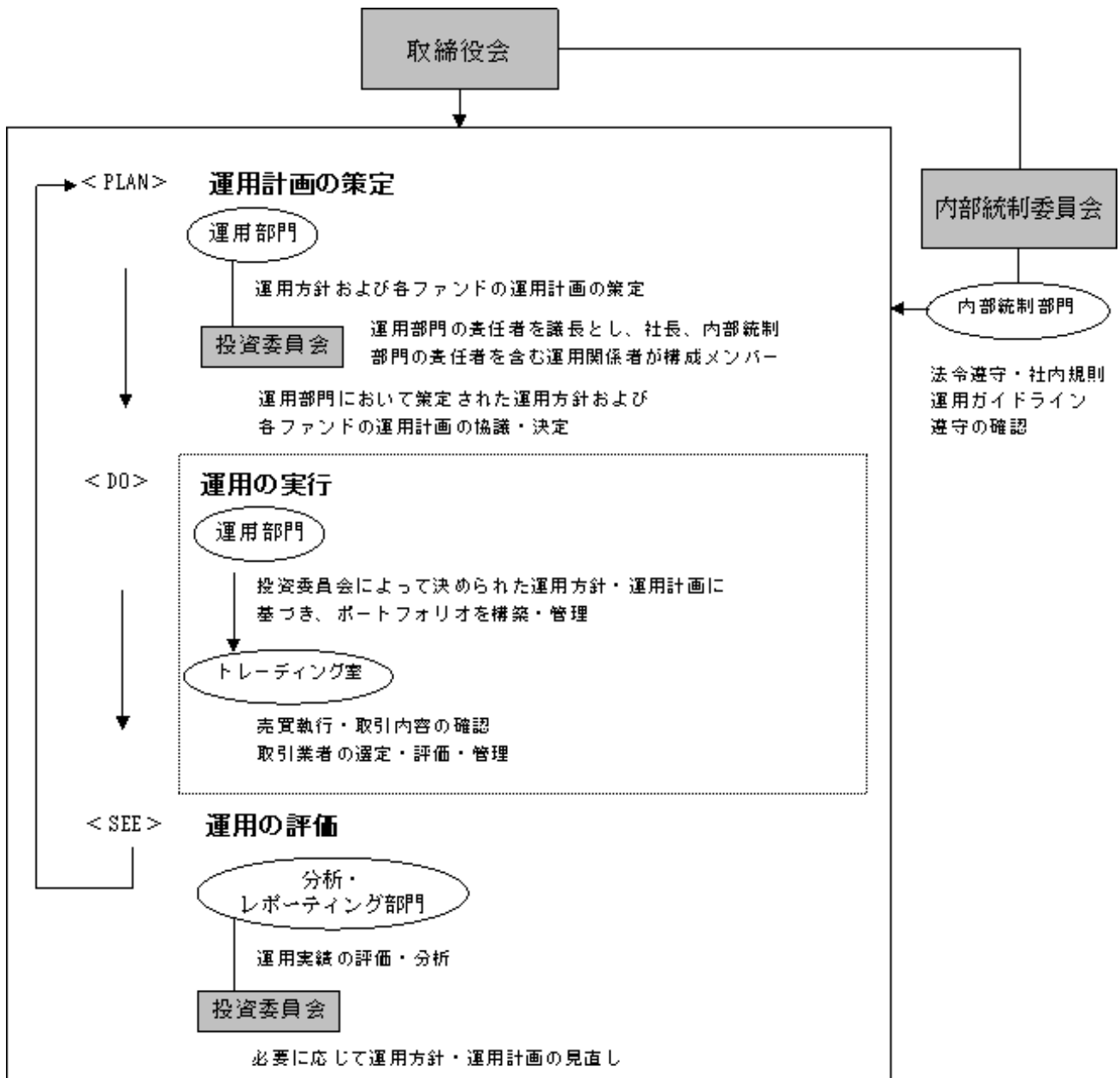
外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## (3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



## 運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引管理規程
- ・役職員等が自己の計算で行う株式等の取引規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程

## ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（7名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（6名程度）、商品開発、有価証券届出書・目論見書および法定運用報告書等の作成を担当する企画部門（3名程度）、ファンド計理を担当する業務部門（8名程度）、トレーディングを担当するトレーディング室（2名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポートイング）を担当する分析・レポートイング部門（4名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（3名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

## ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行）については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成23年9月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## (4)【分配方針】

年2回の決算日（毎年2月および8月の各25日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日となります。）に、原則として次の通り分配を行います。

- (A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (C) 留保益の運用について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として、積立てることができます。
- (B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益により補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- (C) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## (5)【投資制限】

当ファンドは、信託約款において以下の投資制限を設けております。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

公社債の借入れ（約款 第25条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。



- (A)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (B)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (C)前項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支払われます。

#### 同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款 第26条）

委託者は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。ただし、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合があります。）ファンドであることが約款もしくは定款に記載されているファンドを組入れる場合には、純資産総額の100分の50以上取得できるものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款 第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図（約款 第28条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 資金の借入れ（約款 第36条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- (A)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (B)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (C)借入金の利息は信託財産中より支払われます。

### 3【投資リスク】

#### (1)投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

#### < 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、投資信託証券への投資等を通じて、株式や債券などの値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

#### 価格変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券は株式、債券など値動きのある有価証券を組入れておりますので当ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れる株式、債券等の価格変動の影響を受けます。株式、債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。

#### 金利変動リスク

主として債券を組入れますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利の変化率が高い傾向にあります。なお、当ファンドが投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

#### 為替変動リスク

投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### 流動性リスク

組入る有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入る有価証券が当初期待される価格で売却できず、基準価額が下落することがあります。

特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。かかる新興市場の市場規模や取引量は成熟市場に比べて低い水準にあり、流動性の低さから投資有価証券ひいては基準価額の変動性が大きくなる可能性があります。また、市場の流動性の低さは投資有価証券の処分価格または処分の容易性に悪影響を及ぼすことがあります。

#### 信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

#### カントリーリスク

外貨建資産に投資する場合、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。特に、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資対象市場には新興市場が含まれています。新興市場では、法制・司法・当局による規制等が未だ整備途上の場合があり、当ファンドが投資する外国籍投資信託証券の投資・管理・運用に対する法令の適用や裁判機関・監督官庁の対応も不透明である可能性があります。かかる不透明さが投資先の外国籍投資信託証券、ひいては当ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入る有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファンド・オブ・ファンズ方式による運用は、ファンドが投資する投資信託証券の資金動向によって、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

## <その他の留意点>

### ファンド運営上のリスク

#### (A)取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

#### (B)信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

#### (C)外国籍投資信託証券

当ファンドが投資対象とする外国籍投資信託証券は、海外の運用会社が運用をしております。当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

### 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

#### (A)販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

#### (B)受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があります。その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

### 収益分配に係る留意点

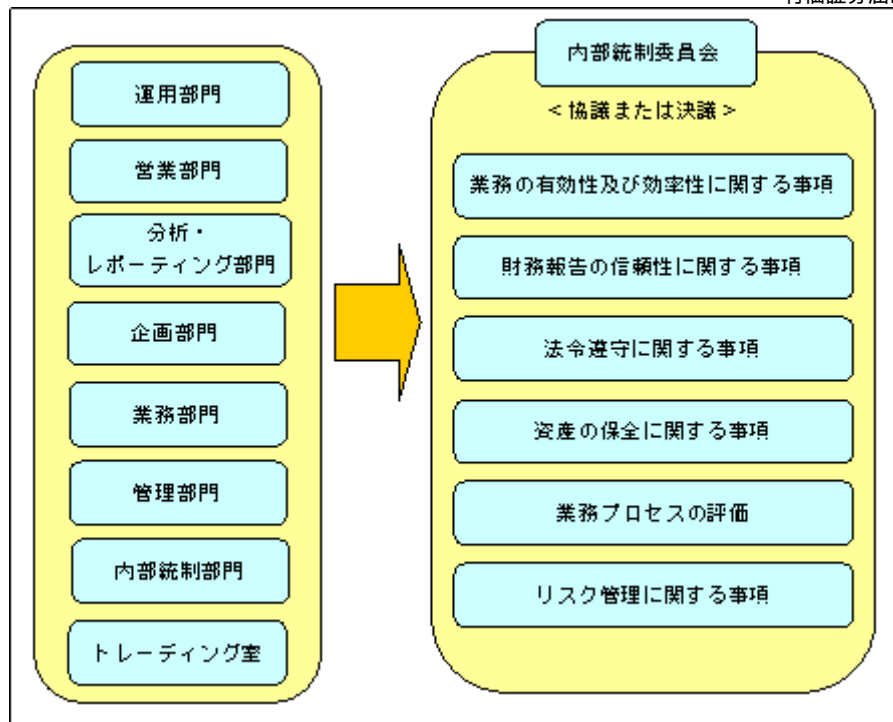
ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門・室においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



<バリュー・パートナーズ・グループの投資リスクに対する管理体制>

リスク管理およびコンプライアンス機能は、運用部門から独立した部門により実施しております。

ポートフォリオのリスク管理は、日次で実施され、日々ガイドラインチェックなどのモニタリングが行われています。したがって、市況動向に変化が生じた場合等においても、随時、迅速に対応できる体制となっております。

上記の管理体制は、平成23年9月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、3.15%（税抜3.00%）の率を上限にして販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。お申込み手数料は、販売会社によって異なります。

なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。各販売会社のお申込み手数料および自動けいぞく投資契約の取扱いについては、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

##### (2)【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

##### (3)【信託報酬等】

###### 信託報酬

###### (A) ファンドが負担する実質的な信託報酬

ファンドが負担する実質的な信託報酬率は、以下の通りとなります。

	実質的な信託報酬率（概算）
当ファンド	1.3125%（税抜1.25%）
投資信託証券（注）	1.2%（税抜1.199%）
計	2.5125%（税抜2.449%）

（注）投資信託証券の報酬率は、ファンドが投資している投資信託証券の信託報酬率を、基本資産配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。

（B）信託報酬の内訳

当ファンドの信託報酬

信託財産の純資産総額 × 年1.3125%（税抜 年1.25%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.63% （税抜 年0.60%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）	年0.63% （税抜 年0.60%）

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の費用として計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支払われ、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支払われます。

ファンドが投資する投資信託証券についても以下の信託報酬がかかっています。

名称	信託報酬率（年率）
SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット	年1.31%（税抜1.31%）
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	年0.21%（税抜0.20%）

（注1）ユナイテッド日本債券ベビーファンドの信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該ファンドの計算期間を通じて毎日計算され、計算期末または信託終了のときに当該投資信託証券の信託財産より支払われます。

（注2）「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニットにおいては、信託報酬のほか、1年毎の基準価額の高値更新分に対して15.0%の実績報酬がかかります。

（4）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料ならびに外国投資信託証券に係る保管費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産中から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

投資する投資信託証券において上記 から の費用と同様の費用がかかり、当該費用は、投資する投資信託証券の信託財産中から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

#### 個別元本方式について

- (A)追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C)受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

#### 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

#### 一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### 個人、法人別の課税上の取扱いについて

##### (A)個人の受益者に対する課税

##### 収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

##### 一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成25年12月31日までは10%（所得税7%

および地方税3%)、平成26年1月1日以降は20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

一部解約(換金)時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

#### (B)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約(換金)時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%(所得税7%)、平成26年1月1日以降は15%(所得税15%)の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記の内容は、税法の改正等により変更されることがあります。

#### 照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号 : 03-5542-7150

受 付 時 間 : 委託会社の営業日の午前9時~午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.unitedinv.co.jp/>

## 5【運用状況】

以下は、平成23年9月30日現在の投資状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	824,971,885	96.21
	日本	8,996,104	1.05
	小計	833,967,989	97.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		23,479,906	2.74
合計（純資産総額）		857,447,895	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託 受益証券	SAM グレイターチャイナ・エ クイティ・ファンド「J」ユニット	8,051,499	117.4874	945,949,683	102.4619	824,971,885	96.21
2	日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ペビ ファンド（適格機関投資家向け）	8,566,903	1.0426	8,931,853	1.0501	8,996,104	1.05

## 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.26
合計	97.26

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成23年9月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 （円） （分配落）	純資産総額 （円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
第1期	（平成19年2月26日）	10,685,552,123	10,685,552,123	1.2231	1.2231
第2期	（平成19年8月27日）	7,756,157,020	7,756,157,020	1.4320	1.4320
第3期	（平成20年2月25日）	4,575,478,299	4,575,478,299	1.3591	1.3591
第4期	（平成20年8月25日）	2,141,017,301	2,141,017,301	1.0663	1.0663
第5期	（平成21年2月25日）	1,600,198,156	1,600,198,156	0.7277	0.7277
第6期	（平成21年8月25日）	2,189,556,924	2,189,556,924	1.1739	1.1739
第7期	（平成22年2月25日）	1,777,491,154	2,043,307,030	1.1000	1.2645
第8期	（平成22年8月25日）	1,457,164,895	1,512,459,354	1.0541	1.0941



第9期	(平成23年2月25日)	1,209,345,463	1,314,474,991	1.0353	1.1253
第10期	(平成23年8月25日)	1,003,854,355	1,003,854,355	0.8837	0.8837
	平成22年9月末日	1,497,053,914	-	1.1465	-
	平成22年10月末日	1,443,693,558	-	1.1758	-
	平成22年11月末日	1,430,649,163	-	1.2246	-
	平成22年12月末日	1,391,445,579	-	1.1738	-
	平成23年1月末日	1,365,374,793	-	1.1575	-
	平成23年2月末日	1,229,231,575	-	1.0409	-
	平成23年3月末日	1,291,877,304	-	1.0882	-
	平成23年4月末日	1,328,418,050	-	1.1193	-
	平成23年5月末日	1,207,292,423	-	1.0502	-
	平成23年6月末日	1,174,717,480	-	1.0195	-
	平成23年7月末日	1,176,905,291	-	1.0258	-
	平成23年8月末日	1,020,879,296	-	0.9032	-
平成23年9月末日	857,447,895	-	0.7736	-	

## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.1645
第8期	0.0400
第9期	0.0900
第10期	0.0000

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	22.3
第2期	17.1
第3期	5.1
第4期	21.5
第5期	31.8
第6期	61.3
第7期	7.7
第8期	0.5
第9期	6.8
第10期	14.6

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	9,846,944,591	1,110,270,000
第2期	916,449,946	4,236,902,249
第3期	341,265,687	2,390,912,230

第4期	37,874,437	1,396,518,212
第5期	461,293,360	270,129,709
第6期	263,053,783	596,878,839
第7期	252,690,774	502,059,354
第8期	123,942,659	357,483,161
第9期	110,112,850	324,368,465
第10期	123,577,685	155,733,119

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## （参考情報）運用実績

## 運用実績

データ基準日：2011年8月31日現在

## ■ 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,032 円
純資産総額	1,021 百万円

## ■ 分配の推移

決算期	分配金
第6期（平成21年8月25日）	0 円
第7期（平成22年2月25日）	1,645 円
第8期（平成22年8月25日）	400 円
第9期（平成23年2月25日）	900 円
第10期（平成23年8月25日）	0 円
設定来累計	2,945 円

\*分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。



## ■ 主要な資産の状況

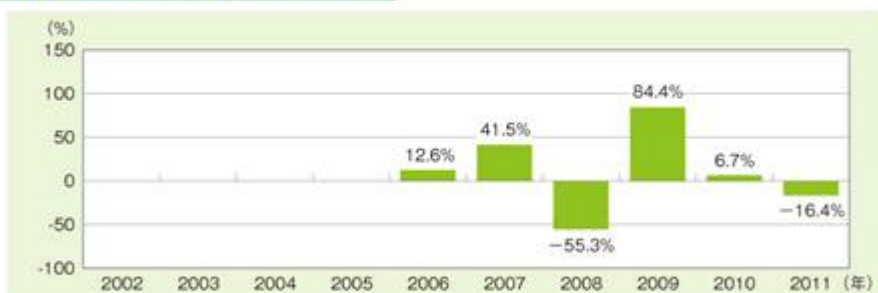
ファンドの内訳	比率 (%)
SAMグレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット	97.8
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	0.9
現金等	1.4
合計	100.0

\*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

各ファンドの組入れ上位10銘柄					
SAMグレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット			ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）		
銘柄	業種	比率 (%)	銘柄		比率 (%)
華晨中国汽車控股	自動車	8.6	ドン・キホーテ第5回無担保社債 2016年3月償還		23.7
中国海洋石油	石油	6.1	第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 2045年12月償還		22.9
中国神華能源	石炭	5.4	第498回東京電力株式会社社債 2012年12月償還		21.5
恒大産産集団	不動産	5.0	第58回利付国債(20年) 2022年9月償還		12.6
珠海格力電器	耐久消費財・アパレル	4.2	第30回利付国債(30年) 2039年3月償還		9.9
万科企業	不動産	4.0	第109回利付国債(20年) 2029年3月償還		7.2
中国石油天然気	石油	3.9	-		-
建滔化工集団	化学	3.6	-		-
聯想集団	テクノロジー・ハードウェア及び機器	3.5	-		-
廈門建発	資本財	3.2	-		-

\*比率は各ファンドの純資産総額に対する比率です。

## ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2006年は設定日（10月31日）から12月末までの収益率です。2011年は8月末までの収益率です。

\*ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

- (1)お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。  
ただし、香港の銀行休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。
- (2)ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3)自動けいぞく投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (4)お申込み単位は、1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (5)取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額 に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6)自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。
- (7)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

### 2【換金（解約）手続等】

- (1)受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位として一部解約（換金）の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。
- (2)受益者は、一部解約（換金）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求を受け付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約（換金）を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約（換金）にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (3)一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。  
ただし、香港の銀行休業日においては、一部解約（換金）の申込の受け付けを取扱いいたしません。
- (4)一部解約（換金）の価額は、一部解約（換金）の請求受付日の翌営業日の基準価額 とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約（換金）の価額から所定の税金を差し引いた金額とな

ります。

- (5)一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6)信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午までをお願いいたします。
- (7)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。  
この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約（換金）の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約（換金）の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約（換金）の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約（換金）の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約（換金）の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約（換金）の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。
- (8)買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受け付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

基準価額の照会方法については、「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

### 照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

##### 基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

#### (2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)その他 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月26日から8月25日まで、8月26日から翌年2月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

#### (5)【その他】

##### 信託契約の解約

- (A)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (B)委託会社は、上記(A)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (C)上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (D)受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (E)信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者

に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (F) 上記(C)から上記(E)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(C)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (H) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「 信託約款の変更 (E) 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後述「 信託約款の変更 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記 (C) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎年2月と8月の計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更新

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および

販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

### 照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

#### 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

##### (2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

##### (3) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

##### (4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

##### (5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧



または謄写を請求することができます。

### 照 会 先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電 話 番 号：03-5542-7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成22年8月26日から平成23年2月25日まで）及び第10期計算期間（平成23年2月26日から平成23年8月25日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成22年8月26日から平成23年2月25日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成23年2月26日から平成23年8月25日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成22年8月26日から平成23年2月25日まで）及び第10期計算期間（平成23年2月26日から平成23年8月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## ディープリサーチ・チャイナ・ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成23年2月25日現在)	第10期 (平成23年8月25日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	301,812	342,524
コール・ローン	182,764,368	34,214,055
投資信託受益証券	1,150,316,529	984,696,666
未収利息	500	89
流動資産合計	1,333,383,209	1,019,253,334
資産合計	1,333,383,209	1,019,253,334
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	105,129,528	-
未払解約金	7,893,097	5,690,371
未払受託者報酬	380,041	317,601
未払委託者報酬	9,120,940	7,622,311
その他未払費用	1,514,140	1,768,696
流動負債合計	124,037,746	15,398,979
負債合計	124,037,746	15,398,979
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,168,105,868	1,135,950,434
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	41,239,595	132,096,079
（分配準備積立金）	6,327,685	5,536,513
元本等合計	1,209,345,463	1,003,854,355
純資産合計	1,209,345,463	1,003,854,355
負債純資産合計	1,333,383,209	1,019,253,334

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期	第10期
	自 平成22年 8月26日 至 平成23年 2月25日	自 平成23年 2月26日 至 平成23年 8月25日
<b>営業収益</b>		
受取利息	21,462	17,487
有価証券売買等損益	117,225,832	160,619,863
営業収益合計	117,247,294	160,602,376
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	380,041	317,601
委託者報酬	9,120,940	7,622,311
その他費用	1,514,140	1,768,696
営業費用合計	11,015,121	9,708,608
営業利益又は営業損失（ ）	106,232,173	170,310,984
経常利益又は経常損失（ ）	106,232,173	170,310,984
当期純利益又は当期純損失（ ）	106,232,173	170,310,984
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	33,521,915	4,901,965
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	74,803,412	41,239,595
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,874,804	7,768,686
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,874,804	7,768,686
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,019,351	5,891,411
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,019,351	5,891,411
分配金	105,129,528	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	41,239,595	132,096,079

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自平成22年8月26日 至平成23年2月25日	自平成23年2月26日 至平成23年8月25日
有価証券の評価基準 および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券 の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第9期	第10期
	(平成23年2月25日現在)	(平成23年8月25日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	1,382,361,483円	1,168,105,868円
期中追加設定元本額	110,112,850円	123,577,685円
期中一部解約元本額	324,368,465円	155,733,119円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は132,096,079円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	1,168,105,868口	1,135,950,434口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自平成22年8月26日 至平成23年2月25日	自平成23年2月26日 至平成23年8月25日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	18,029円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	64,714,431円	0円
収益調整金額	216,202,497円	165,429,804円
分配準備積立金額	518円	5,536,513円
当ファンドの分配対象収益額	280,935,475円	170,966,317円
当ファンドの期末残存口数	1,168,105,868口	1,135,950,434口
1万口当たり収益分配対象額	2,405.04円	1,505.04円
1万口当たり分配金額	900円	0円
収益分配金金額	105,129,528円	0円

(金融商品に関する注記)

項目	第9期	第10期
	自平成22年8月26日 至平成23年2月25日	自平成23年2月26日 至平成23年8月25日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	・金融商品に対する取組方針 同左

<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</li> <li>当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券関係に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</li> <li>・ 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。</li> <li>・ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</li> <li>・ 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</li> <li>・ 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</li> <li>・ 金融商品に係るリスク管理体制 同左</li> <li>・ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左</li> <li>・ 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左</li> <li>・ 時価の算定方法 同左</li> </ul>
--------------------------	--	---

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第9期 自 平成22年 8月26日 至 平成23年 2月25日	第10期 自 平成23年 2月26日 至 平成23年 8月25日
	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	78,766,661	160,371,100
合計	78,766,661	160,371,100

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第9期 (平成23年2月25日現在)	第10期 (平成23年8月25日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	1,0353円 (10,353円)	0.8837円 (8,837円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット	8,305,272	975,764,813	
		ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	8,566,903	8,931,853	
合計			16,872,175	984,696,666	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット」(ケイマン籍)投資信託受益証券及び「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)」投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら投資信託の受益証券です。

### SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット

以下に記載した事項は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書を委託会社において抜粋したものであり、本邦における当ファンドの監査の対象外です。

なお、「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット」の計算期間は、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

貸借対照表

(2011年3月31日現在)

科目	金額(米ドル)
資産	
投資有価証券(評価額)	14,827,709
現預金	333,442
未収金	181,313

資産合計	15,342,464
負債	
未払金	154,187
未払報酬	214,808
その他未払金	71,507
負債合計	440,502
資本	
公正価額評価差益	41,922
資本合計	41,922
純資産総額	14,943,884

(注) 上記は、2011年の決算報告書から抜粋したものであり、現地においてPricewaterhouse Coopersの監査を受けております。

有価証券明細表（2011年3月31日現在）

(株式)

	銘柄名	保有数	時価総額 (米ドル)	投資比率 (%)
Australia	Paladin Energy Ltd	26,403	97,957	0.66
			97,957	0.66
Canada	Sino-Forest Corp	2,500	64,936	0.43
			64,936	0.43
China	China Vanke Co Ltd	419,397	548,252	3.66
	Lao Feng Xiang Co Ltd	41,500	111,843	0.75
	Luthai Textile Co Ltd	13,232	12,506	0.08
	Shandong Chenming Paper Holdings Ltd	68,908	57,339	0.38
	Shanghai Friendship Group Inc	26,600	57,695	0.39
	Shenzhen Accord Pharmaceutical Co Ltd	92,800	244,650	1.64
	Yantai Changyu Pioneer Wine Co Ltd	17,490	171,387	1.15
				1,203,672
Hong Kong - H-shares	China Bluechemical Ltd	354,000	288,659	1.93
	China National Building Material Co Ltd	108,000	395,254	2.64
	China Shenhua Energy Co Ltd	152,500	715,757	4.79
	Chongqing Machinery and Electric Co Ltd	364,000	121,530	0.81
	Chongqing Rural Commercial Bank Co Ltd	312,000	213,946	1.43
	Hisense Kelon Electrical Holdings Co Ltd	222,000	122,298	0.82
	Industrial and Commercial Bank of China Ltd	275,495	228,182	1.53
	Lianhua Supermarket Holdings Ltd	19,000	74,659	0.50
	PetroChina Co Ltd	224,000	338,845	2.27
	Weiqiao Textile Co Ltd	129,000	127,884	0.86
			2,627,014	17.58
Hong Kong - Red chips	Brilliance China Automotive Holdings Ltd	936,000	936,313	6.26
	China Taiping Insurance Holdings Co Ltd	27,000	79,225	0.53



	Citic Pacific Ltd	98,000	269,936	1.81
	CNOOC Ltd	220,000	554,845	3.71
	Dah Chong Hong Holdings Ltd	69,000	77,263	0.52
	Far East Horizon Ltd	130,000	119,526	0.80
	Lenovo Group Ltd	314,000	177,818	1.19
	TCL Communications Technology Holdings Ltd	197,000	189,224	1.27
			2,404,150	16.09
Hong Kong - Others				
	AV Concept Holdings Ltd	150,000	29,085	0.19
	Boer Power Holdings Ltd	64,000	68,213	0.46
	Burwill Holdings Ltd	1,290,000	68,746	0.46
	Cathay Pacific Airways	46,000	110,106	0.74
	China Qinfra Group Ltd	228,000	130,580	0.87
	China Shanshui Cement Group	84,000	78,204	0.52
	China Wireless Technologies Ltd	540,000	201,094	1.35
	China ZhengTong Auto Services Holdings Ltd	19,500	19,832	0.13
	Chow Sang Sang Holdings International Ltd	180,000	399,877	2.69
	Chu Kong Petroleum & Natural Gas Steel Pipe Holdings Ltd	340,000	164,163	1.10
	Comtec Solar System Group Ltd	64,000	31,805	0.21
	Cross-Harbour Holdings Ltd	50,000	44,302	0.30
	ENN Energy Holdings Ltd	26,000	80,463	0.54
	Evergrande Real Estate Group Ltd	41,000	22,481	0.15
	First Pacific Co Ltd	56,000	50,050	0.33
	Fujikon Industrial Holdings Ltd	274,000	54,185	0.36
	Fushan International Energy Group Ltd	14,000	10,032	0.07
	GCL Poly Energy Holdings Ltd	168,000	103,120	0.69
	Giordano International Ltd	28,000	16,935	0.11
	Hontex International Holdings Co Ltd	809,000	107,002	0.72
	International Mining Machinery Holdings Ltd	178,500	155,867	1.04
	Kingboard Chemical Holdings Ltd	56,000	294,116	1.97
	Kingmaker Footwear Holdings Ltd	494,000	102,132	0.68
	Lee & Man Paper Manufacturing Ltd	163,000	110,726	0.74
	Mongolian Mining Corp	74,000	94,455	0.63
	Peace Mark (Holdings) Ltd	178,000	-	-
	Real Gold Mining Ltd	194,500	275,738	1.85
	Regent Manner International	204,000	65,490	0.44
	Royale Furniture Holdings Ltd	160,000	69,856	0.47
	Shimao Property Holdings Ltd	53,500	75,296	0.50
	Sihuan Pharmaceutical Holdings Group Ltd	88,000	53,337	0.36
	Singamas Container Holdings Ltd	272,000	112,818	0.75
	Sun Hung Kai Properties Ltd	10,000	157,947	1.06
	Tao Heung Holdings Ltd	417,000	145,651	0.97
	United Co Rusal Plc	4,000	6,893	0.05
	Victory City International Holdings Ltd	1,016,246	200,968	1.34
	Wharf Holdings Ltd	13,200	90,939	0.61

	Wing Hang Bank Ltd	15,000	176,920	1.18
	Xtep International Holdings Ltd	245,000	165,800	1.11
	Zhongsheng Group Holdings Ltd	141,000	262,539	1.76
			4,407,763	29.50
Indonesia	Perusahaan Perkebunan London Sumatra Indonesia Tbk	672,500	173,743	1.16
			173,743	1.16
Malaysia	Sime Darby	62,700	190,838	1.28
			190,838	1.28
Singapore	Tianjin Zhong Xin Pharmaceutical Group Corp Ltd	572,000	440,440	2.95
			440,440	2.95
Taiwan	Asustek Computer Inc	28,400	243,760	1.63
			243,760	1.63
United States	Charm Communications Inc ADR	16,270	160,422	1.07
	LDK Solar Co Ltd ADR	6,700	81,874	0.55
	Noah Holdings Ltd Spon ADS	9,800	143,472	0.96
	Syswin Inc Spon ADS	30,000	186,000	1.24
	Yucheng Technologies Ltd	9,600	38,112	0.26
			609,880	4.08
Put options	USD Put / HKD Call 7.5 02/17/2012	3,900,000	4,513	0.03
			4,513	0.03
	合計		12,468,666	83.44

## (債券)

	銘柄	額面	時価総額 (米ドル)	投資比率 (%)
China	Credit Suisse Nassau (Gree Electric Appliances I - A Shares) Participation Note 6 Jul 2012	168,946	584,553	3.91
	Credit Suisse Nassau (Hefei Department Store Group Co Ltd A Shares) Participation Note 24 Jul 2012	8,000	20,792	0.14
	Credit Suisse Nassau (Shanghai Pharmaceutical Co Ltd A Shares) Participation Note 11 Feb 2013	102,000	304,470	2.04
	Credit Suisse Nassau (Wuliangye Yibin Co Ltd CI A Shares) Participation Note 30 Dec 2013	91,900	447,553	2.99
	Credit Suisse Nassau (Beijing Tongrentang Co Ltd A Shares) Participation Note 17 Jan 2014	900	4,919	0.03
	Standard Chartered Bank (Beijing Tongrentang Co Ltd A Shares) ELN 15 Feb 2012	24,900	134,226	0.90

	合計		1,496,513	10.01
--	----	--	-----------	-------

## (商品)

	銘柄	数量	時価総額 (米ドル)	投資比率 (%)
Great Britain	Loco London Gold	600	862,530	5.77
	合計		862,530	5.77

(注) 投資比率は、純資産総額(US\$14,943,884)を100%として算出されております。

## 2【ファンドの現況】

以下は、平成23年9月30日現在のファンドの純資産額計算書です。

### 【純資産額計算書】

資産総額	861,550,428 円
負債総額	4,102,533 円
純資産総額（ - ）	857,447,895 円
発行済数量	1,108,449,281 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7736 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は振替機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

### (3) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成23年9月30日現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

##### (2) 委託会社等の機構

平成23年9月30日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上7名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

##### 組織図



##### 投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。  
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

平成23年9月30日現在、委託会社が運用する投資信託(総ファンド数56本、純資産総額64,709百万円、ただし、親投資信託は除きます。)は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	52	60,428
単位型株式投資信託	4	4,281
合計	56	64,709

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

#### 財務諸表

##### (1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	514,170	199,379
関係会社短期貸付金	-	50,000
前払費用	11,254	12,527
未収入金	-	137
未収委託者報酬	62,134	114,316
未収収益	37,838	92,795
立替金	24,123	24,595
その他	10	-
流動資産合計	649,531	493,752
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 8,789	7,263
器具備品（純額）	*1 2,742	2,142
リース資産（純額）	*1 1,051	503
有形固定資産合計	12,584	9,908
無形固定資産		
ソフトウェア	3,198	2,715
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産合計	4,493	4,010
投資その他の資産		
投資有価証券	998	-
破産更生債権等	2,459	2,459
長期差入保証金	22,760	21,789
長期前払費用	1,315	929
貸倒引当金	2,459	2,459
投資その他の資産合計	25,074	22,719



固定資産合計	42,152	36,638
資産合計	691,684	530,390
負債の部		
流動負債		
預り金	11,133	12,033
未払金	13,468	13,933
未払手数料	23,252	38,185
リース債務	585	558
未払費用	4,706	3,147
未払委託調査費	93,118	77,799
未払法人税等	2,556	2,686
未払消費税等	953	4,412
前受収益	815	815
賞与引当金	9,000	6,637
流動負債合計	159,590	160,210
固定負債		
リース債務	558	-
長期未払金	2,666	-
長期前受収益	2,777	1,961
固定負債合計	6,002	1,961
負債合計	165,593	162,172
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金	125,000	125,000
資本剰余金合計	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	753,907	911,781
利益剰余金合計	753,907	911,781
株主資本合計	526,092	368,218
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	-
評価・換算差額等合計	1	-
純資産合計	526,090	368,218
負債・純資産合計	691,684	530,390

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	614,791	625,535
投資助言報酬	13,179	5,467
運用受託報酬	128,040	231,906
投資兼業報酬	9,268	7,193
営業収益合計	765,279	870,101
営業費用		
支払手数料	210,018	222,650
広告宣伝費	5,279	1,574
調査費	49,990	54,408
委託調査費	187,290	196,579

図書費	649	533
委託計算費	1,827	1,918
通信費	3,301	4,334
印刷費	11,349	7,815
諸会費	2,088	2,405
営業費用合計	471,796	492,221
一般管理費		
給料・手当	265,682	277,417
役員報酬	4,800	24,600
貸倒引当金繰入額	2,459	
賞与引当金繰入額	9,000	6,637
租税公課	3,068	3,764
不動産賃借料	34,070	34,070
退職給付費用	7,900	9,024
固定資産減価償却費	3,602	3,417
消耗器具備品費	5,008	4,367
機器賃借料	61,726	53,683
法律専門家報酬	2,405	4,854
新人採用費	12,168	13,144
諸経費	104,885	101,733
一般管理費合計	516,779	536,714
営業損失	223,295	158,833
営業外収益		
受取利息	*1 402	1,107
その他営業外収益	*2 1,382	30
営業外収益合計	1,785	1,138
営業外費用		
支払利息	61	37
株式交付費	941	
その他営業外費用	*3 770	184
営業外費用合計	1,772	221
経常損失	223,283	157,916
特別利益		
賞与引当金戻入額		2,240
特別利益合計		2,240
特別損失		
固定資産廃棄損	*4	90
特別退職加算金	1,100	362
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		794
特別損失合計	1,100	1,247
税引前当期純損失	224,383	156,923
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	225,333	157,873

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,030,000	1,155,000
当期変動額		

新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	-	125,000
当期変動額		
新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	125,000	125,000
資本剰余金合計		
前期末残高	-	125,000
当期変動額		
新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	528,574	753,907
当期変動額		
当期純損失	225,333	157,873
当期変動額合計	225,333	157,873
当期末残高	753,907	911,781
利益剰余金合計		
前期末残高	528,574	753,907
当期変動額		
当期純損失	225,333	157,873
当期変動額合計	225,333	157,873
当期末残高	753,907	911,781
株主資本合計		
前期末残高	501,425	526,092
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期純損失	225,333	157,873
当期変動額合計	24,666	157,873
当期末残高	526,092	368,218
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	1	1
当期末残高	1	-
評価換算差額等合計		
前期末残高	-	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	1	1
当期末残高	1	-
純資産合計		
前期末残高	501,425	526,090
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期純損失	225,333	157,873

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	24,666	157,872
当期末残高	526,090	368,218

[次へ](#)

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
建物附属設備 12,633千円	建物附属設備 14,160千円
器具備品 6,430千円	器具備品 4,238千円
リース資産 1,097千円	リース資産 1,645千円

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
*1	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 受取利息 1,102千円
*2 その他営業外収益 事業税確定還付金 525千円 消費税確定還付加算金 219千円 確定拠出金事業主返還金 487千円 その他営業外収益 150千円	
*3 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 284千円 立替印刷費誤算回収不能額 485千円	*3 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 105千円 立替印刷費誤算回収不能額 79千円
*4	*4 固定資産廃棄損の内訳は次の通りであります。 器具備品 90千円

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	500		4,600
合計	4,100	500		4,600

（注）普通株式の発行済株式総数の増加500株は、株主割当による新株の発行による増加であります。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600			4,600
合計	4,600			4,600

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの) (借主側) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品  リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と して算定する方法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの) (借主側) リース資産の内容 有形固定資産 同 左  リース資産の減価償却の方法 同 左

## (金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

投資有価証券である投資信託受益証券は、主に自己設定による目的で保有しております。市場価格の変動リスクに晒されていますが、これは、早期に売却する予定のものであるため、リスクは僅少であります。

営業債務である未払委託者調査費は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1) 現金及び預金	514,170	514,170	-
(2) 未収委託者報酬	62,134	62,134	-
(3) 未収収益	37,838	37,838	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	998	998	-
(5) 未払委託調査費	(93,118)	(93,118)	-

(＊) 負債に計上されているものは、( ) で示しています。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## (1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (4) 投資有価証券

すべて投資信託受益証券であり、投資信託受益証券は、基準価額で評価しております。

## (5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払委託者調査費は、1年以内の支払期日です。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1) 現金及び預金	199,379	199,379	-
(2) 関係会社短期貸付金	50,000	50,000	-

(3) 未収委託者報酬	114,316	114,316	-
(4) 未収収益	92,795	92,795	-
(5) 未払委託調査費	(77,799)	(77,799)	-

(\*) 負債に計上されているものは、( )で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金・(2) 関係会社短期貸付金・(3) 未収委託者報酬、並びに(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	199,379
関係会社短期貸付金	50,000
未収委託者報酬	114,316
未収収益	92,795
合計	456,408

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価をこえるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価をこえないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	998	1,000	1
小計	998	1,000	1
合計	998	1,000	1

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)



区分	売却額	売却益の合計額
株式	-	-
債券	-	-
その他	1,001	1
合計	1,001	1

## （デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項ありません。

## （退職給付関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 7,900千円 退職給付費用 7,900千円 他に特別退職加算金1,100千円を計上しております。</p>	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同 左</p> <p>2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 9,024千円 退職給付費用 9,024千円 他に特別退職加算金362千円を計上しております。</p>

## （税効果会計関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 127,146</p> <p>未払事業税 653</p> <p>確定退職金未払否認 1,085</p> <p>減価償却超過額 547</p> <p>賞与引当金 3,663</p> <p>貸倒引当金 1,001</p> <p>その他 983</p> <p>繰延税金資産小計 135,081</p>	<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 127,438</p> <p>未払事業税 702</p> <p>減価償却超過額 417</p> <p>賞与引当金 2,701</p> <p>貸倒引当金 1,001</p> <p>資産除去債務 394</p> <p>繰延税金資産小計 132,655</p> <p>評価性引当金 (132,655)</p>

評価性引当金	(135,081)	繰延税金資産合計	-
繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-
繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産の純額	-		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。		同 左	

## (資産除去債務関係)

当事業年度末（平成23年3月31日）

## 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は入居から31年間を採用しております。

当会計年度において、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は5,470千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

## 2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
58,767	120,055	65,744	244,566

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益	関連するセグメント名
Japan Asia Securities Limited	117,053	-

### [ 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 ]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

### [ 報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報 ]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

### [ 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

### （追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

### （関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

#### 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有 (被所有 割合)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息 の受取	400,000千円 400,000千円 385千円		

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

##### 親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

## 日本アジアホールディングズ(株)(非上場)

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有(被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理 役員の 兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息 の受取	690,000千円 640,000千円 1,102千円	関係 会社 短期 貸付 金	50,000 千円

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)(東京証券取引所に上場)

日本アジアホールディングズ(株)(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	114,367円55銭	1株当たり純資産額	80,047円46銭
1株当たり当期純損失金額	52,808円36銭	1株当たり当期純損失金額	34,320円39銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同 左	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	225,333千円	損益計算書上の当期純損失	157,873千円
普通株式に係る当期純損失	225,333千円	普通株式に係る当期純損失	157,873千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	4,267株	普通株式の期中平均株式数	4,600株

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時 価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均 法により算定しております。)	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時 価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は移動平均 法により算定しております。) なお、当事業年度末において残高 はございません。
2. 固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 主に定率法を採用しております。  (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用して おります。  (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リー ス取引に係るリース資産につい ては、リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法を採用し ております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除 く) 同 左  (2) 無形固定資産 同 左  (3) リース資産 同 左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。	_____
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率に よる計算額を、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上して おります。  (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給 見込額に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 同 左  (2) 賞与引当金 同 左

5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左
-----------------------	---------------------------------------	------------------

## 会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失は176千円、税引前当期純損失は970千円それぞれ増加しております。</p>

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名称

野村信託銀行株式会社

資本金の額（平成23年9月30日現在）

30,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

名称	資本金の額 (平成23年9月30日現在)	事業の内容
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
フィリップ証券株式会社	720百万円	
おきなわ証券株式会社	628百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社西京銀行	12,690百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
楽天銀行株式会社	25,954百万円	
株式会社東和銀行	38,600百万円	

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。

#### (2)販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および解約金の支払い等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1)受託会社

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

(1) 交付目論見書の表紙等への記載事項について、以下の事項を記載することがあります。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
  - ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 目論見書の使用開始日を記載することがあります。

金融商品取引法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

(2) 交付目論見書の表紙等に当ファンドおよび委託会社のロゴ・マークや図案等を記載することがあります。

(3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年4月14日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小西 文夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 孝典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成22年8月26日から平成23年2月25日までの第9期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成23年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小西 文夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年10月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 三宅 孝典 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 井尾 稔 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成23年2月26日から平成23年8月25日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディープリサーチ・チャイナ・ファンドの平成23年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月13日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	小西 文夫	印
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	三宅 孝典	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。